

平成30年11月定例会

議案説明資料  
予算に関する説明書

(平成30年度11月補正予算等関係)

地域振興部

トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

また、人役については、表示単位未満四捨五入で表示しており、結果が0.0人役となるものについては、人件費を0としています。

# 平成30年11月定例会議案説明資料目次

地域振興部

## 【予算関係】

### (一般会計)

議案番号	件名	課名等	頁
第1号	平成30年度鳥取県一般会計補正予算(第6号)		
	1 補正予算説明資料	(総括表)	1
		教育・学術振興課	2
	2 歳入歳出事項別明細書		3
	3 節の明細		5
	4 債務負担行為に関する調書		6

## 【予算関係以外】

### (議案)

議案番号	件名	課名等	頁
第12号	工事請負契約(鳥取県立米子コンベンションセンター舞台吊物機構設備改修業務)の締結について	文化政策課	8
第14号	公の施設の指定管理者の指定(鳥取県立県民文化会館(とりぎん文化会館))について	文化政策課	9
第15号	公の施設の指定管理者の指定(鳥取県立童謡館)について	文化政策課	14
第16号	公の施設の指定管理者の指定(鳥取県立米子コンベンションセンター)について	文化政策課	19
第17号	公の施設の指定管理者の指定(鳥取県立倉吉未来中心)について	文化政策課	24
第18号	公の施設の指定管理者の指定(鳥取県立武道館)について	スポーツ課	29
第19号	公の施設の指定管理者の指定(鳥取県営ライフル射撃場)について	スポーツ課	34
第20号	公の施設の指定管理者の指定(鳥取県立倉吉体育文化会館)について	スポーツ課	39
第21号	公の施設の指定管理者の指定(鳥取県立鳥取産業体育館及び鳥取県営鳥取屋内プール)について	スポーツ課	45
第22号	公の施設の指定管理者の指定(鳥取県立米子産業体育館)について	スポーツ課	49

### (報告)

報告番号	件名	課名等	頁
第1号	平成29年度鳥取県継続費精算報告書について	スポーツ課他	54

議案説明資料総括表

地域振興部

(単位：千円)

課名	補正前の額	補正額	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
教育・学術振興課	3,577,548	2,512	3,580,060				2,512	
地域振興部 計	9,855,467	2,512	9,857,979				2,512	

説明

(教育・学術振興課)

・私立学校施設整備費補助金

2,512 千円

平成30年度一般会計補正予算説明資料

2款 総務費

1項 総務管理費

8目 私立学校振興費

教育・学術振興課（内線：7841）

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
私立学校施設整備費補助金	316,881	2,512	319,393				2,512	
トータルコスト	321,648	2,512	324,160	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.6人	0.0人	0.6人	補助金申請書の審査、交付決定、補助金支払				
工程表の政策目標(指標)	私立学校施設の耐震化推進への支援 県内の私立学校が魅力的学校として持続的に発展するための支援							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

大阪府北部地震による学校のブロック塀の倒壊事故を受け、文部科学省が行ったブロック塀の安全点検の調査結果を踏まえ、文部科学省は、安全対策が必要な高等学校及び専修学校に対し、費用の一部を助成することとしたことから、県としても、生徒の安全で安心な教育環境の整備を早急に進めるため、助成を行う。

2 主な事業内容

○私立学校ブロック塀等安全対策事業補助金 2,512千円

ア 制度概要：学校施設における安全性に問題があるとされたブロック塀等の安全対策事業に対する助成

イ 事業主体：中学校、高等学校及び専修学校（高等課程）を設置する学校法人

ウ 対象経費：点検調査費、実施設計費、ブロック塀の改修、撤去、再設置に係る工事費

エ 補助率：県1/3（国補助1/3、学校負担1/3）

※大阪北部地震発生以降に改修済の場合は補助対象（国同様）

※再設置を伴わないブロック塀の撤去費用は補助対象外（国同様）

※該当校：5校（高等学校：3校、専修学校：2校）

（高等学校）鳥取敬愛高校、鳥取城北高校、倉吉北高校

（専修学校）鳥取看護高等専修学校、あすなる高等専修学校

3 これまでの取組状況、改善点

○平成28年度に私立高等学校等改築事業補助金の補助単価の引き上げを行った。

鉄筋コンクリート造：178,200/m<sup>2</sup> → 220,000円/m<sup>2</sup>

鉄骨造：160,900/m<sup>2</sup> → 200,000円/m<sup>2</sup>

○平成28年9月補正で鳥取敬愛高校及び鳥取城北高校、また平成30年度当初で倉吉北高校及び米子北高校の改築事業補助について予算化し、耐震化率100%達成の見込みがたった。

○国への要望の結果、耐震改築制度の国庫補助が平成30年度まで2カ年延長された。

○平成29年度に大規模修繕事業の内容を拡充し、既存校舎等の寮への改造を含めることとした。

○今回国と同様に新たにブロック塀等の安全対策への助成を創設し、中学校、高等学校だけでなく専修学校（高等課程）に対しても助成を行うこととした。

平成30年度11月補正予算歳入歳出事項別明細書(地域振興部)

款 項 目 節	2款 総務費								
	補正前	補正額	補正後	うち地域振興部					
				補正前	補正額	補正後	1項 総務管理費		
補正前	補正額	補正後	補正前				補正額	補正後	補正前
1 報 酬	533,890		533,890	119,893		119,893	38,244		38,244
2 給 料	2,962,024		2,962,024	558,596		558,596			
3 職員手当等	3,953,733		3,953,733	282,612		282,612			
4 共 済 費	1,124,956		1,124,956	211,856		211,856	6,134		6,134
5 災 害 補 償 費	500		500						
6 恩給及び退職年金	10,601		10,601						
7 賃 金	20,316		20,316	6,757		6,757			
8 報 償 費	240,224		240,224	14,357		14,357	75		75
9 旅 費	231,860		231,860	36,171		36,171	3,456		3,456
費用弁償	20,618		20,618	4,982		4,982	376		376
普通旅費	165,644		165,644	23,284		23,284	3,020		3,020
特別旅費	45,598		45,598	7,905		7,905	60		60
10 交 際 費	2,800		2,800	300		300	200		200
11 需 用 費	609,919		609,919	81,223		81,223	30,095		30,095
12 役 務 費	559,337	46	559,383	40,233		40,233	8,166		8,166
13 委 託 料	4,760,254		4,760,254	1,596,323		1,596,323	72,025		72,025
14 使用料及び賃借料	810,805		810,805	20,497		20,497	7,795		7,795
15 工 事 請 負 費	1,349,793		1,349,793	688,782		688,782			
16 原 材 料 費									
17 公有財産購入費									
18 備 品 購 入 費	322,670	24,840	347,510	30,693		30,693	870		870
19 負担金、補助及び交付金	8,611,216	11,162	8,622,378	6,164,928	2,512	6,167,440	3,008,781	2,512	3,011,293
20 扶 助 費									
21 貸 付 金									
22 補償、補填及び賠償金	1,800		1,800						
23 償還金、利子及び割引料	170,200		170,200						
24 投資及び出資金									
25 積 立 金	109,211		109,211	2,246		2,246			
26 寄 付 金	198,252		198,252						
27 公 課 費	278	33	311						
28 繰 出 金									
予 備 費									
計	26,584,639	36,081	26,620,720	9,855,467	2,512	9,857,979	3,175,841	2,512	3,178,353
財 国庫支出金	1,855,692	24,919	1,880,611	1,173,502		1,173,502	882,116		882,116
源 地 方 債	2,051,000		2,051,000	1,117,000		1,117,000	313,000		313,000
内 そ の 他	2,608,234		2,608,234	1,201,968		1,201,968	3,940		3,940
訳 一 般 財 源	20,069,713	11,162	20,080,875	6,362,997	2,512	6,365,509	1,976,785	2,512	1,979,297

平成30年度11月補正予算歳入歳出事項別明細書(地域振興部)

(単位:千円)

款 項 目	地 域 振 興 部 合 計					
	8目 私立学校振興費			補正前	補正額	補正後
	節	補正前	補正額			
1 報 酬	243		243	119,893		119,893
2 給 料				558,596		558,596
3 職員手当等				282,612		282,612
4 共 済 費				211,856		211,856
5 災 害 補 償 費						
6 恩給及び退職年金						
7 賃 金				6,757		6,757
8 報 償 費	70		70	14,357		14,357
9 旅 費	896		896	36,171		36,171
費用弁償	336		336	4,982		4,982
普通旅費	500		500	23,284		23,284
特別旅費	60		60	7,905		7,905
10 交 際 費				300		300
11 需 用 費	225		225	81,223		81,223
12 役 務 費	150		150	40,233		40,233
13 委 託 料	1,132		1,132	1,596,323		1,596,323
14 使用料及び賃借料	69		69	20,497		20,497
15 工 事 請 負 費				688,782		688,782
16 原 材 料 費						
17 公有財産購入費						
18 備 品 購 入 費				30,693		30,693
19 負担金、補助及び交付金	3,004,774	2,512	3,007,286	6,164,928	2,512	6,167,440
20 扶 助 費						
21 貸 付 金						
22 補償、補填及び賠償金						
23 償還金、利子及び割引料						
24 投資及び出資金						
25 積 立 金				2,246		2,246
26 寄 付 金						
27 公 課 費						
28 繰 出 金						
予 備 費						
計	3,007,559	2,512	3,010,071	9,855,467	2,512	9,857,979
財 源						
内 庫 支 出 金	882,116		882,116	1,173,502		1,173,502
地 方 債	309,000		309,000	1,117,000		1,117,000
そ の 他	450		450	1,201,968		1,201,968
一 般 財 源	1,815,993	2,512	1,818,505	6,362,997	2,512	6,365,509

節 の 明 細

項	目	金額 (千円) 等	
2 款	総務費		
	1 項	総務管理費	
		8 目	私立学校振興費
		負担金、補助 及び交付金	私立学校ブロック塀等安全対策事業補助金
			2,512

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

追加

事項	限度額 千円	前年度末までの支出(見込)額 千円		当該年度以降の支出予定額 千円		左の財源内訳				
		期間	金額	期間	金額	国庫支出金 千円	特定財源 千円	地方債 千円	その他 千円	一般財源 千円
平成30年度 米子艇庫機械整備業務委託	535			平成31年度から 平成33年度まで	535					535
平成30年度 米子艇庫消防設備保守点検業務 委託	144			平成31年度から 平成33年度まで	144					144
平成30年度 中部総合事務所清掃業務委託	25,269			平成31年度から 平成32年度まで	25,269					25,269
平成30年度 中部総合事務所警備業務委託	20,392			平成31年度から 平成33年度まで	20,392					20,392
平成30年度 中部総合事務所入室管理シス テム保守点検業務委託	333			平成31年度から 平成33年度まで	333					333
平成30年度 西部総合事務所警備業務委託	20,392			平成31年度から 平成33年度まで	20,392					20,392
平成30年度 西部総合事務所電話交換機保守 点検業務委託	1,899			平成31年度から 平成32年度まで	1,899					1,899
平成30年度 西部総合事務所冷暖房監視・制 御設備保守点検業務委託	1,254			平成31年度	1,254					1,254

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

追加

事項	限度額 千円	前年度末までの支出(見込)額 千円		当該年度以降の支出予定額 千円		左の財源内訳			
		期間	金額	期間	金額	国庫支出金 千円	特定財源 地方債 千円	その他 千円	一般財源 千円
平成30年度 西部総合事務所入室管理シス テム保守点検業務委託	216			平成31年度から 平成33年度まで	216				216
平成30年度 西部総合事務所建築物環境衛生 管理業務委託	645			平成31年度から 平成33年度まで	645				645
平成30年度 西部総合事務所空気環境測定業 務委託	420			平成31年度から 平成33年度まで	420				420
平成30年度 西部総合事務所一般廃棄物収集 運搬業務委託	225			平成31年度から 平成33年度まで	225				225
平成30年度 日野振興センター電話交換機保 守点検業務委託	922			平成31年度から 平成32年度まで	922				922
平成30年度 日野振興センター建築物環境衛 生管理業務委託	1,486			平成31年度から 平成33年度まで	1,486				1,486

条 例 名 等	工事請負契約(鳥取県立米子コンベンションセンター舞台吊物機構設備改修業務)の締結について
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由 工事請負契約を締結することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。</p> <p>2 概 要</p> <p>(1) 工事名 鳥取県立米子コンベンションセンター舞台吊物機構設備改修業務</p> <p>(2) 工事場所 米子市末広町294番地</p> <p>(3) 契約の相手方 三精テクノロジーズ・佐藤総合計画グループ 代表企業 大阪市淀川区宮原四丁目3番29号 三精テクノロジーズ株式会社 代表取締役 良知 昇 設計企業 東京都墨田区横網二丁目10番12号 株式会社佐藤総合計画 代表取締役 細田 雅春 建設企業 大阪市淀川区宮原四丁目3番29号 三精テクノロジーズ株式会社 代表取締役 良知 昇</p> <p>(4) 契約金額 562,138,920円</p> <p>(5) 工事費の減による減額 工期内において、契約金額が適正な工事費より過大となったと認められる場合は、上記契約金額から当該過大となった額を減額するものとする。</p> <p>(6) 工事完成期限 平成32年2月29日</p> <p>(7) 契約締結の方法 総合評価一般競争入札</p>

<p>条 例 名 等</p>	<p>公の施設の指定管理者の指定（鳥取県立県民文化会館（とりぎん文化会館））について</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由          地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する公の施設の指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により、本議会の議決を求める。</p> <p>2 概 要</p> <p>(1) 公の施設の名称          鳥取県立県民文化会館（とりぎん文化会館）</p> <p>(2) 指定管理者          鳥取市尚徳町101番地5          公益財団法人鳥取県文化振興財団          理事長 三田 清人</p> <p>(3) 指定の期間          平成31年4月1日から平成36年3月31日まで</p> <p>(4) 理由          県民文化会館（とりぎん文化会館）の管理業務を効果的かつ効率的に行うため、公益財団法人鳥取県文化振興財団を指定管理者として指定しようとするものである。</p> <p>(参考) 選考方法: 指名</p>

## 鳥取県立県民文化会館(とりぎん文化会館)の指定管理候補者の選定について

鳥取県立県民文化会館(とりぎん文化会館)の指定管理者について、地域振興部指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会(以下「審査委員会」という。)の審査結果を踏まえて検討を行った結果、次の団体を指定管理候補者として選定した。

### 1 指定管理候補者

公益財団法人鳥取県文化振興財団 理事長 三田 清人  
(鳥取市尚徳町101番地5)

### 2 指定期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで(5年間)

### 3 指定管理料の額

1,364,285千円(債務負担行為額 1,364,285千円)

[参考] 単年度指定管理料の額

平成31年度:270,869千円、平成32年度以降:273,354千円

※平成31年度実施予定の消費税分を加味しているため。

### 4 選定理由

公益財団法人鳥取県文化振興財団を指名し、審査委員会において鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例(以下「指定手続条例」という。)第5条の基準に基づき総合的に審査した結果、県民の文化の振興を図る拠点施設としての役割を理解した上での独自の事業への取組やサービス向上及び利用促進策、地域の賑わい創出への提案もあり、これまでの実績や経営基盤の安定性も評価され、適当と認められたことから、その審査結果を踏まえて指定管理候補者として選定した。

### 5 審査の経緯

公益財団法人鳥取県文化振興財団から提出された事業計画等の審査や面接を実施し、あらかじめ定めた審査項目ごとに各審査基準を満たしているか審査した。

#### (1) 審査委員

氏名	所属等
大久保 計良(委員長)	西日本税理士法人税理士
西岡 千秋(副委員長)	鳥取大学地域学部附属芸術文化センター長
本城 美佐子	鳥取県文化団体連合会常任理事
菊池 ひみこ	鳥取県総合芸術文化祭実行委員会メイン事業部会副部長
池上 祥子	鳥取県地域振興部文化振興監兼文化政策課長

#### (2) 開催経緯

ア 第1回審査委員会;平成30年5月23日(水)

指定管理者制度及び県民文化会館の概要説明、審査項目等の審議

イ 第2回審査委員会;平成30年10月10日(水)

面接審査の実施後、採点及び審議

(3) 審査基準

	審査基準	審査の項目	配点
1	施設の平等な利用を確保するに十分なものであること。 (指定手続条例第5条第1号)	管理の基本的な考え方の適合性 (施設設置目的の理解、管理運営の方針)	配点なし (必須)
2	施設の効用を最大限に発揮させるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	1 施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容 (1) 利用者に提供するサービスの向上に向けた取組(利用者の利便性向上、接客向上、レストランの運営等) (2) 施設の利用促進、利用率の向上及び利用料収入の増加に向けた取組 (3) 地域の賑わい創出に向けた取組(周辺施設や地域の事業者、各種団体等と連携した取組等) (4) 文化団体等が行う催物等に対して、文化芸術や舞台技術に関する専門知識を有する職員等による助言・支援 (5) 施設を利用して行う文化芸術事業の実施(事業計画、収支計画、偏りのないジャンル構成) (6) アウトリーチ活動、文化活動者の発掘・育成をはじめとする育成・創造型事業の実施(中長期的な取組方針、事業計画、収支計画) (7) 県内公立文化施設への指導的役割を果たすための方策 (8) 文化芸術情報の発信に関する取組 (9) 文化芸術事業等継続に向けた助成金の活用等の取組 2 管理の基準 開館時間、休館日、利用料金等の設定、個人情報保護、情報の公開 3 施設設備の維持及び衛生管理の水準 施設設備の維持管理・衛生管理、外部委託の考え方、省エネルギー・省資源への取組 4 事故・事件の防止措置、緊急時の対応 火災・盗難・災害などの事故・事件の防止、緊急時の体制・対応、利用者の苦情等トラブルの未然防止と対処方法 5 利用者等の要望の把握 6 文化芸術事業にかかる自己評価手法	85点
3	管理に係る経費の効率化が図られるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	1 収支計画及び積算内容	10点
4	管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。 (指定手続条例第5条第3号)	1 組織及び職員の配置等 管理運営の組織・職員の職種等、日常の職員配置、人材育成 2 専門職員の配置 安全、安心な施設の利用を担保するための維持管理を担える職員及び文化芸術事業や活動者に適切な支援を実施していくために必要な職員の配置 3 法人の財政基盤、経営基盤 中長期の計画に基づき継続して事業を実施できる財政基盤、経営基盤を有すること。 4 関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況 5 法人の社会的責任の遂行状況 (1) 障がい者雇用の状況 (2) 男女共同参画推進企業の認定の状況 (3) ISO・TEASの認証等の状況 (4) あいサポート企業等の認定等 6 当該施設の管理運営状況の実績評価	33点
5	その他(指定手続条例第5条第4号)	1 ネーミングライツにかかる提案はあるか	4点

(4) 審査結果及び意見

審査基準	配点	審査結果 (平均点)	主 な 審 査 意 見
1	適/不適	適	○施設の設置目的を理解しており、平等な利用を確保できる。
2	85点	55.0点	○限られた人員で幅広い文化事業を運営していることは、大変評価できる。 ○適切な保守管理及び省エネ・省資源への取組への努力も認められる。 ○施設の周辺が日常的に賑わいのある空間となるよう引き続き取り組んでほしい。 ○青少年育成事業は意義があり、そこで育った若者が帰ってきたくなる文化的魅力の維持も文化施設の役割なので頑張ってもらいたい。 ○文化のジャンルは幅広いので、年度ごとに重点を置く分野を決めるなど特色を出すようにしてほしい。 ○県内外の情報収集と情報発信を一層強化してほしい。
3	10点	5.0点	○収支計画については特に問題ないものと認められる。
4	33点	20.4点	○財務内容については、特に問題ないものと認められる。 ○人材育成については、様々な機関の情報も集めながら、また連携しながら進めてもらうことを期待する。
5	4点	2.0点	○ネーミングライツ命名権者（鳥取銀行）を活用した取組を引き続き提案している。
合計	132点	82.4点	

(注) 点数は、委員5名の平均点である。

6 指定管理候補者の事業計画の概要

(1) 開館時間・休館日

以下のとおり現行どおりの運営とする。ただし、利用者の利便を図るため必要があると認められた場合は利用時間の繰り上げ及び延長をする。

・開館時間：午前9時から午後10時まで

・休館日：毎月第2、4、5月曜日（ただし、月曜日が国民の祝日等に当たる場合はその翌日の休日でない日）及び毎年12月29日から翌1月3日まで

(2) 利用料金・減免基準

利用料金：現行どおり

減免基準：現行どおり

(3) 施設の目的に沿ったサービス・事業の内容

○外部研修やOJT研修を通じて、職員の専門性の向上を図るとともに、その知識及び技能を活かし利用者等に対する積極的な助言、支援を実施。

・施設利用者の実施事業に係る助言、支援

・地域の文化団体等が当該施設以外の施設で実施する公演等に対する助言、支援

・舞台芸術やアートマネージャー等を志す大学生らを対象とした舞台技術実習

○優れた創造作品の制作、年齢や障がいの有無を問わない体験機会の提供、県内に伝わる郷土芸能の伝承者やアートマネジメント人材の育成等を行い、地域と共に新しい文化芸術を創造。

・県民と財団が連携した舞台公演をプロデュース作品として制作して上演

・若年層を対象としたクラシック音楽や演劇等のワークショップの実施

・芸術宅配便など学校教育現場での鑑賞・体験機会の充実

○公立文化施設職員を対象とした研修の開催や各種情報提供、職員の出張派遣による技術支援等を実施。

○新聞、ラジオ、テレビ、フリーペーパーなどのメディアミックスによる情報発信を強化するとともに、ホームページやSNSを活用し、各種情報の幅広い周知を図る。

(4) サービスの向上策と利用促進に向けた取組

- 利用者への施設利用例の紹介や効率的な利用の提案、助言などのトータルアドバイスを実施。
- 利用促進のため、とっとりコンベンションビューロー等と連携するとともに、マスコミ、プロモーター等への営業活動を実施。
- 施設を身近に感じていただくためホール探検ツアーやコンサートピアノの演奏体験等を実施。
- Wi-Fiスポットの拡充（フリースペース、楽屋を会議棟まで拡充）や鑑賞者に対する車椅子、子ども用シートクッション・踏み台、ひざ掛け等の貸出。
- 利用辞退に伴うキャンセル料の負担の軽減。
  - ・キャンセル料が安い届出時期を現行より長くすることで、利用者の負担を軽減する。

辞退届出時期（現行⇒変更）		キャンセル料
ホール	その他	
6か月前まで⇒3か月前まで	3か月前まで⇒1か月前まで	30%
1か月前まで	7日前まで	50%
上記期間経過後	上記期間経過後	100%

(5) 地域の賑わい創出に向けた取組等

- 第3期までに構築した多様なネットワークと会館周辺施設との連携・協働を通し、文化施設としての特性を活かした事業に取り組む。
  - ・図書館、公文書館等との連携事業（中庭コンサート等）
  - ・「アート SQUARE 夢空間」事業で、地元活動者、施設利用者、オーディション受賞者と会館が協働でコンサート等を実施する。
  - ・フリースペースに、季節に応じたデコレーション（七夕飾り、クリスマスデコレーション、バレンタイン等）を実施し、気軽に立ち寄りやすく、心安らぐ空間づくりに努める。

(6) 省エネルギー・省資源化への取組

- ・鳥取県版環境管理システム（TEAS II）に沿った省エネルギー・省資源化
- ・LED照明、照明センサー制御などの積極導入
- ・電力デマンド（最大需要電力）制御の徹底

条例名等	公の施設の指定管理者の指定(鳥取県立童謡館)について
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する公の施設の指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により、本議会の議決を求める。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 公の施設の名称 鳥取県立童謡館</p> <p>(2) 指定管理者 鳥取市西町三丁目202番地 公益財団法人鳥取童謡・おもちゃ館 理事長 国森 洋</p> <p>(3) 指定の期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで</p> <p>(4) 理由 童謡館の管理業務を効果的かつ効率的に行うため、公益財団法人鳥取童謡・おもちゃ館を指定管理者として指定しようとするものである。</p> <p>(参考) 選考方法: 指名</p>

## 鳥取県立童謡館の指定管理候補者の選定について

鳥取県立童謡館の指定管理者について、地域振興部指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会（以下「審査委員会」という。）の審査結果を踏まえて検討を行った結果、次の団体を指定管理候補者として選定した。

### 1 指定管理候補者

- 公益財団法人鳥取童謡・おもちゃ館 理事長 国森 洋  
(鳥取市西町三丁目20.2番地)

### 2 指定期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで(5年間)

### 3 指定管理料の額

385,957千円(債務負担行為額 385,957千円)

[参考] 単年度指定管理料の額

平成31年度: 76,629千円、平成32年度以降: 77,332千円

※平成31年度実施予定の消費増税分を加味しているため。

### 4 選定理由

公益財団法人鳥取童謡・おもちゃ館を指名し、審査委員会において鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（以下「指定手続条例」という。）第5条の基準に基づき総合的に審査した結果、施設の設置目的である童謡・唱歌を通じた地域文化の振興やおもちゃ館との複合施設という特色を理解した上での各種事業やサービス向上及び利用促進策、地域の賑わい創出への提案もあり、これまでの実績や経営基盤の安定性も評価され、適当と認められたことから、その審査結果を踏まえて指定管理候補者として選定した。

### 5 審査の経緯

公益財団法人鳥取童謡・おもちゃ館から提出された事業計画等の審査や面接を実施し、あらかじめ定めた審査項目ごとに各審査基準を満たしているか審査した。

#### (1) 審査委員

氏名	所属等
大久保 計良 (委員長)	西日本税理士法人税理士
西岡 千秋 (副委員長)	鳥取大学地域学部附属芸術文化センター長
本城 美佐子	鳥取県文化団体連合会常任理事
藤田 美奈子	鳥取おやこ劇場運営委員長
姫村 正仁	鳥取市企画推進部次長兼文化交流課長
池上 祥子	鳥取県地域振興部文化振興監兼文化政策課長

#### (2) 開催経緯

ア 第1回審査委員会;平成30年5月23日(水)

指定管理者制度及び童謡館の概要説明、審査項目等の審議

イ 第2回審査委員会;平成30年10月12日(金)

面接審査の実施後、採点及び審議

(3) 審査基準

	審査基準	審査の項目	配点
1	施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。 (指定手続条例第5条第1号)	管理の基本的な考え方の適合性 (施設設置目的の理解、管理運営の方針)	配点なし (必須)
2	施設の効用を最大限に発揮させるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	1 施設の設置目的に沿ったサービス・事業内容 (1) 利用者に対するサービスの向上策と利用促進に向けた取組(備品の貸出、営業活動、顧客開拓、接遇向上等) (2) 地域の賑わいの創出に向けた取組(周辺施設や地域の事業者、各種団体等と連携した取組等) (3) 童謡館の資料収集、保管、公開及び活用方法 (4) 収集資料等の調査研究及び成果発表 (5) 童謡・唱歌をテーマにした文化事業の実施(事業計画、収支計画) (6) 鳥取世界おもちゃ館と共同した文化事業の実施(事業計画、収支計画) (7) 関係機関等との連携、調整 2 管理の基準 開館時間、休館日、利用料金等の設定、個人情報保護、情報の公開 3 施設設備の維持及び衛生管理の水準 施設設備の維持管理・衛生管理、外部委託の考え方、省エネルギー・省資源への取組 4 事故・事件の防止措置、緊急時の対応 火災・盗難・災害などの事故・事件の防止、緊急時の体制・対応、利用者の苦情等トラブルの未然防止と対処方法 5 利用者等の要望の把握	80点
3	管理に係る経費の効率化が図られるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	1 収支計画及び積算内容	10点
4	管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。 (指定手続条例第5条第3号)	1 組織及び職員の配置等 管理運営の組織・職員の職種等、日常の職員配置、人材育成 2 専門職員の配置 安全、安心な施設の利用を担保するための維持管理を担える職員及び調査研究や文化事業等を行うための専門的知識を有する職員の配置 3 法人の財政基盤、経営基盤 継続して事業を実施できる財政基盤、経営基盤を有すること。 4 関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況 5 法人の社会的責任の遂行状況 (1) 障がい者雇用の状況 (2) 男女共同参画推進企業の認定の状況 (3) ISO・TEASの認証等の状況 (4) あいサポート企業等の認定等 6 当該施設の管理運営状況の実績評価	38点

(4) 審査結果及び意見

審査基準	配点	審査結果 (平均点)	主な審査意見
1	適/不適	適	○施設の設置目的を理解しており、平等な利用を確保できる。
2	80点	55.5点	○限られた人員と予算の中で、開館時間を早めたり開館日を多くとるなど、サービス向上に向けた取組が評価できる。 ○童謡・唱歌を知らない世代が増える中で、学校や保育園等へ出掛ける地道な活動も評価できる。今後、より踏み込んだ新たな取組についても期待する。 ○童謡・唱歌に関する資料収集と公開、その資料を活用した各種事業を更に推進して、地域文化の発展に貢献されることを期待する。 ○期間限定あるいは小規模でも童謡・唱歌のCDや楽譜、おもちゃなどを販売してはどうか。 ○子ども対象の施設のため、危機管理により一層留意してほしい。 ○いべんとほーるは県内の文化団体が発表等するのにほど良い規模のため、貸館としてさらにPRしてはどうか。
3	10点	6.2点	○収支計画については特に問題ないものと認められる。
4	38点	23.7点	○財務内容については、特に問題ないものと認められる。 ○入館料を消費税増税後も据え置く方針について、他の観光施設等とのバランスを図りながら無理のない対応をしてほしい。
合計	128点	85.3点	

(注) 点数は、委員6名の平均点である。

6 指定管理候補者の事業計画の概要

(1) 開館時間・休館日

以下のとおり現行どおりの運営とする。ただし、ゴールデンウィークや夏季は開館時間を早める。

- ・開館時間：午前9時から午後5時まで
- ・休館日：8月を除く毎月第3水曜日及び12月29日から1月1日まで

(2) 利用料金・減免基準

利用料金：現行どおり

減免基準：現行どおり

(3) 施設の目的に沿ったサービス・事業の内容

- 童謡・唱歌に関する優れた資料を広く収集するとともに、大学等との連携を図りながらその調査研究を進め、当該研究の成果について企画展を開催するなどして成果の全国発信、童謡・唱歌の普及啓発に取り組む。
- 「童謡・唱歌のふるさと鳥取」として優れた文化的遺産を次世代に継承していくため、参加・体験型の事業等を企画実施し、童謡・唱歌の普及啓発に取り組む。
  - ・童謡館木造教室における唱歌教室の開催
  - ・わらべ館童謡・唱歌推進員が県内の保育園や小学校等に出向き童謡コンサートを開催
- 鳥取世界おもちゃ館との複合施設としての特性を活かし、主に子どもたちを対象とした各種イベントを実施。
  - ・プロの出演者や地元のパフォーマー、職員による歌やパネルシアター、ボードゲームや工作などを織り交ぜながら、季節の行事や催しに合わせた参加型イベントの開催
  - ・自転車の荷台に載せた昔ながらの紙芝居や親子で楽しめる舞台や映画の上映など

(4) サービスの向上策と利用促進に向けた取組

- 接遇にかかる研修や日々の相互確認により接客サービスの質を高めるとともに、顧客満足の視点から日々の業務の改善、サービスの向上に努める。
- ホームページや公式ブログ、インスタグラムや観光情報誌等の活用によるイベント等に関するきめ細かい情報発信を実施。
- 近隣の小学校や幼稚園、保育所等の訪問による利用促進活動や県外の旅行代理店やバス会社等の訪問による団体客の誘致を実施。
- 県内の文化・観光施設と連携した情報発信や相互割引制度を実施。

(5) 地域の賑わい創出に向けた取組

- エントランスホールにおける地元音楽グループ等によるコンサートや、アマチュア作家による絵画等の作品展を開催
- わらべ夢ひろばを会場とした地域の夏祭りでの職員による童謡・唱歌の演奏、鳥取市内で開催される桜まつりや花のまつり、お城まつりへの紙芝居劇場の派遣調整
- 即興ダンスや音楽のパフォーマンスを行う鳥取夏至祭イベントとの共催や、とりアート事業の運営の協力

(6) 省エネルギー・省資源への取組

- こまめな冷暖房の管理や消灯、アイドリングストップなど従来からの省エネルギー・省資源化を継続して進め、環境負荷の軽減に配慮する。

条 例 名 等	公の施設の指定管理者の指定(鳥取県立米子コンベンションセンター)について
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する公の施設の指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により、本議会の議決を求める。</p> <p>2 概 要</p> <p>(1) 公の施設の名称 鳥取県立米子コンベンションセンター</p> <p>(2) 指定管理者 米子市末広町294番地 公益財団法人とっとりコンベンションビューロー 理事長 石村 隆男</p> <p>(3) 指定の期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで</p> <p>(4) 理由 米子コンベンションセンターの管理業務を効果的かつ効率的に行うため、公益財団法人とっとりコンベンションビューローを指定管理者として指定しようとするものである。</p> <p>(参考) 選考方法:指名</p>

## 鳥取県立米子コンベンションセンターの指定管理候補者の選定について

鳥取県立米子コンベンションセンターの指定管理者について、地域振興部指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会（以下「審査委員会」という。）の審査結果を踏まえて検討を行った結果、次の団体を指定管理候補者として選定した。

### 1 指定管理候補者

公益財団法人とっとりコンベンションビューロー 理事長 石村 隆男  
(米子市末広町294番地)

### 2 指定期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで（5年間）

### 3 指定管理料の額

710,752千円（債務負担行為額 713,930千円）

〔参考〕単年度指定管理料の額

平成31年度：140,320千円

平成32年度：141,294千円、平成33年度以降：143,046千円

※平成31年度実施予定の消費増税分を加味しているため。

### 4 選定理由

公益財団法人とっとりコンベンションビューローを指名し、審査委員会において鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（以下「指定手続条例」という。）第5条の基準に基づき総合的に審査した結果、サービス向上、利用促進等の点で利用者の視点に立った努力や創意工夫、地域経済の活性化や賑わい創出への提案もあり、これまでの実績や経営基盤の安定性も評価され、適当と認められたことから、その審査結果を踏まえて指定管理候補者として選定した。

### 5 審査の経緯

公益財団法人とっとりコンベンションビューローから提出された事業計画等の審査や面接を実施し、あらかじめ定めた審査項目ごとに各審査基準を満たしているか審査した。

#### (1) 審査委員

氏名	所属等
大久保 計良（委員長）	西日本税理士法人税理士
新倉 健（副委員長）	前鳥取大学地域学部附属芸術センター長
目次 裕子	鳥取県洋舞連盟会長
前田 宣子	米子市商工会議所女性部会
大塚 寿史	米子市経済部長
池上 祥子	鳥取県地域振興部文化振興監兼文化政策課長

#### (2) 開催経緯

ア 第1回審査委員会；平成30年5月18日（金）

指定管理者制度及びセンターの概要説明、審査項目等の審議

イ 第2回審査委員会；平成30年10月10日（水）

面接審査の実施後、採点及び審議

(3) 審査基準

	審査基準	審査の項目	配点
1	施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。 (指定手続条例第5条第1号)	管理の基本的な考え方の適合性 (施設設置目的の理解、管理運営の方針)	配点なし (必須)
2	施設の効用を最大限に発揮させるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	1 施設の設置目的に沿ったサービス・事業内容 (1) サービス向上と利用促進に向けた取組(営業活動、顧客開拓、接遇向上等) (2) 地域の賑わいの創出に向けた取組(周辺施設や地域の事業者、各種団体等と連携した取組等) (3) 地域経済の活性化の取組の実施(コンベンション誘致部門との連携、県内企業・宿泊施設等の利用促進等) (4) 文化振興の取組の実施(自主企画事業の実施、他の文化施設等との連携等) 2 管理の基準 開館時間、休館日、利用料金等の設定、個人情報保護、情報の公開 3 施設設備の維持及び衛生管理の水準 施設設備の維持管理・衛生管理、外部委託の考え方、省エネルギー・省資源への取組 4 事故・事件の防止措置、緊急時の対応 火災・盗難・災害などの事故・事件の防止、緊急時の体制・対応、利用者の苦情等トラブルの未然防止と対処方法 5 利用者等の要望の把握及び対応方針	55点
3	管理に係る経費の効率化が図られるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	1 収支計画及び見積り内容	10点
4	管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。 (指定手続条例第5条第3号)	1 法人の財政基盤、経営基盤 2 組織及び職員の配置等 3 関係法令にかかる監督行政機関からの指導等の状況 4 法人の社会的責任の遂行状況 (1) 障がい者雇用の状況 (2) 男女共同参画推進企業の認定の状況 (3) ISO・TEASの認証等の状況 (4) あいサポート企業等の認定等 5 当該施設の管理運営状況の実績評価	38点

(4) 審査結果及び意見

審査基準	配点	審査結果 (平均点)	主 な 審 査 意 見
1	適/不適	適	○施設の設置目的を理解しており、平等な利用を確保できる。
2	55点	36点	○地域経済活性化に向けた各種団体、企業との連携について高く評価できる。 ○Google ストリートビューによる館内案内や時間外対応など、利用者のニーズに合わせる努力が認められる。 ○質の高い館内清掃や危機管理室の設置など利用者の安全・快適を提供するという目標達成の努力が評価ができる。 ○利用促進の新たな取組等について検討されることを期待する。 ○自主企画事業については、地域住民・地域の文化関係者との連携やニーズ把握によって、よりインパクトのある事業を推進・展開されることを期待する。
3	10点	5.7点	○収支計画については特に問題ないものと認められる。
4	38点	24.3点	○財務内容については、特に問題ないものと認められる。 ○組織・人員配置についても適正である。
合計	103点	66点	

(注) 点数は、委員6名の平均点である。

6 指定管理候補者の事業計画の概要

(1) 開館時間・休館日

以下のとおり現行どおりの運営とする。ただし、利用者の要望に応じて柔軟に対応する。

○開館時間：午前9時から午後10時まで

○休館日：毎年12月29日から1月3日まで（年末年始）

(2) 利用料金・減免基準

利用料金：現行どおり

減免基準：現行どおり

(3) 施設の目的に沿ったサービス・事業の内容

○アフターコンベンションの充実、県内企業・宿泊施設等の利用促進に向けた取組

・財団が作成したPRビデオを利用した県西部地域の見所の紹介

・大会主催者へ宿泊・アフターコンベンションの情報サービス、アトラクションの紹介、季節ごとの観光情報などの提供

・ケータリングサービスや会場設営等、大会主催者の要望に沿ったサービス提供企業の紹介

・観光マップ、ナイトマップ、ランチマップを利用者に提供

○県立観光施設等との連携による県外来館者の県内周遊機会の創出

○県西部の各ホールとの広報連携や備品貸出等の支援

○西部地区の高校演劇部員を対象とした演劇ワークショップの開催

(4) サービスの向上策と利用促進に向けた取組

○Google ストリートビューによる館内案内

○会議等の看板作成、ゴミ処理、ピアノ調律、大会運営用品の貸出及び会議室のレイアウトサービス等、利用者の利便性向上のための有料ワンストップサービスの充実

○パソコン、コピー機及びファクシミリ等を備えたビジネスコーナーの設置

○誘致部門との連携による大型コンベンションの獲得

○展示会やコンサート利用者への定期訪問など継続した営業活動の実施

○予約管理システムを活用した顧客管理・情報分析の実施によるマーケティング強化

(5) 地域の賑わい創出に向けた取組

- 山陰最大規模の手づくり市であり、ステージパフォーマンスや飲食店の出店などが行われる地域の賑わい創出を目的とした「ビッグシップ航海デー」の実施
- 地域から文化プロデューサーを公募し、演奏会とアートギャラリーを組み合わせた「ビッグシップナイトクルージング」の開催
- 地域で活躍する文化団体に発表の場を提供する展示会「アート交流ひろば」の開催
- 「食のみやこ鳥取県西部フェスタ連絡協議会」や「米子映画事変実行委員会」等、各種運営委員会等への積極的な参画

(6) 省エネルギー・省資源への取組

- LED照明導入による省電力化
- エネルギーの地産地消・再生利用の推進
- 鳥取県版環境管理システム（TEAS II）の登録継続に沿った省エネルギー・省資源化

<p>条 例 名 等</p>	<p>公の施設の指定管理者の指定 (鳥取県立倉吉未来中心) について</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由          地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第244条の2第3項に規定する公の施設の指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により、本議会の議決を求める。</p> <p>2 概 要</p> <p>(1) 公の施設の名称          鳥取県立倉吉未来中心</p> <p>(2) 指定管理者          鳥取市尚徳町101番地5          公益財団法人鳥取県文化振興財団          理事長 三田 清人</p> <p>(3) 指定の期間          平成31年4月1日から平成36年3月31日まで</p> <p>(4) 理由          倉吉未来中心の管理業務を効果的かつ効率的に行うため、公益財団法人鳥取県文化振興財団を指定管理者として指定しようとするものである。</p> <p>(参考) 選考方法: 指名</p>

## 鳥取県立倉吉未来中心の指定管理候補者の選定について

鳥取県立倉吉未来中心の指定管理者について、地域振興部指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会（以下「審査委員会」という。）の審査結果を踏まえて検討を行った結果、次の団体を指定管理候補者として選定した。

### 1 指定管理候補者

公益財団法人鳥取県文化振興財団 理事長 三田 清人  
(鳥取市尚徳町101番地5)

### 2 指定期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで(5年間)

### 3 指定管理料の額

641,371千円(債務負担行為額 641,371千円)

[参考] 単年度指定管理料の額

平成31年度:127,339千円、平成32年度以降:128,508千円

※平成31年度実施予定の消費増税分を加味しているため。

### 4 選定理由

公益財団法人鳥取県文化振興財団を指名し、審査委員会において鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（以下「指定手続条例」という。）第5条の基準に基づき総合的に審査した結果、人と人との交流を促進し、地域の活性化を図るという施設の設置目的に沿った適切なサービスや事業が提案されている点や地域との連携・協働を重視した各種の取組、地域の賑わい創出への提案もあり、これまでの実績や経営基盤の安定性も評価され、適当と認められたことから、その審査結果を踏まえて指定管理候補者として選定した。

### 5 審査の経緯

公益財団法人鳥取県文化振興財団から提出された事業計画等の審査や面接を実施し、あらかじめ定めた審査項目ごとに各審査基準を満たしているか審査した。

#### (1) 審査委員

氏名	所属等
大久保 計良 (委員長)	西日本税理士法人税理士
新倉 健 (副委員長)	前鳥取大学地域学部附属芸術文化センター長
尾坂 俊恵	鳥取県ピアノ指導者協会 会長
池原 清美	NPO法人未来 理事
美船 誠	倉吉市企画産業部長
池上 祥子	鳥取県地域振興部文化振興監兼文化政策課長

#### (2) 開催経緯

ア 第1回審査委員会;平成30年5月16日(水)

指定管理者制度及び倉吉未来中心の概要説明、審査項目等の審議

イ 第2回審査委員会;平成30年10月12日(金)

面接審査の実施後、採点及び審議

(3) 審査基準

	審査基準	審査の項目	配点
1	施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。 (指定手続条例第5条第1号)	管理の基本的な考え方の適合性 (施設設置目的の理解、管理運営の方針)	配点なし (必須)
2	施設の効用を最大限に発揮させるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	1 施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容 (1) より良い管理運営等のための体制づくり(検討組織の設置等) (2) 利用者に提供するサービスの向上に向けた取組(利用者の利便性向上、接遇向上、レストラン、ショップの運営等) (3) 施設の利用促進、利用率の向上及び利用料収入の増加に向けた取組 (4) 地域との連携による文化芸術振興及び地域の賑わいを創出する取組等(周辺施設や地域の事業者、各種団体と連携した文化事業をはじめとする様々な取組、鳥取県立美術館の建設を見ずえた地域と連携した取組等) (5) 専門知識を有する職員による利用者や文化活動者等への助言・支援並びに地域の文化活動者、愛好者のすそ野を広げるとともに文化活動者らの知識や技術の一層の研鑽に資するための取組 (6) 指定管理者が自らの財源において行う鑑賞公演の実施(公演の選定方針、偏りのないジャンル構成、実績を踏まえた改善策等) 2 管理の基準 開館時間、休館日、利用料金等の設定、個人情報保護、情報の公開 3 施設設備の維持及び衛生管理の水準 施設設備の維持管理・衛生管理、外部委託の考え方、省エネルギー・省資源への取組 4 事故・事件の防止措置、緊急時の対応 火災・盗難・災害などの事故・事件の防止、緊急時の体制・対応、利用者の苦情等トラブルの未然防止と対処方法 5 利用者等の要望の把握	60点
3	管理に係る経費の効率化が図られるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	1 収支計画及び積算内容	10点
4	管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。 (指定手続条例第5条第3号)	1 組織及び職員の配置等 管理運営の組織・職員の職種等、日常の職員配置、人材育成 2 専門職員の配置 安全、安心な施設の利用を担保するための維持管理を担える職員及び文化芸術事業や文化活動者等への適切な支援を実施していくために必要な職員の配置 3 法人の財政基盤、経営基盤 中長期の計画に基づき継続して事業を実施できる財政基盤、経営基盤を有すること 4 関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況 5 法人の社会的責任の遂行状況 (1) 障がい者雇用の状況 (2) 男女共同参画推進企業の認定の状況 (3) ISO・TEASの認証等の状況 (4) あいサポート企業等の認定等 6 当該施設の管理運営状況の実績評価	33点

(4) 審査結果及び意見

審査基準	配点	審査結果 (平均点)	主な審査意見
1	適/不適	適	○施設の設置目的を理解しており、平等な利用を確保できる。
2	60点	42.6点	○中部地域活性化のための様々な事業計画、利用者目線に立った利便性向上策、利用率向上に向けた新しい工夫等の計画が立てられており引き続き期待できる。 ○県西部や岡山県北部とのネットワーク強化、よくある利用パターンの利用料金例の作成など計画された取組の着実な実施を期待する。 ○危機管理に対する考え方がしっかりしている。 ○文化芸術の専門性を地域に提供する内容が充実している。 ○施設の役割、地域性などよく考えられ、地域の連携や協力を得ながら役割を果たしていく姿勢が強く感じられる。 ○文化芸術振興と人々の交流の場として、さらに賑わうことを望む。 ○地域との連携においては、賑わい創出や県立美術館建設を見据えた取組が提案され、連携強化に資する内容となっている。 ○地域住民のニーズに合った、ユニークで新しい意義のある自主事業を期待する。
3	10点	5.6点	○収支計画については特に問題ないものと認められる。 ○収支計画全体としては、事業計画を効率的に推進しようとする内容となっている。
4	33点	20.8点	○財務内容については、特に問題ないものと認められる。 ○スタッフの専門性をアピールできる部分などで特色を出すなどしてほしい。
合計	103点	69.2点	

(注) 点数は、委員6名の平均点である。

6 指定管理候補者の事業計画の概要

(1) 開館時間・休館日

以下のとおり現行どおりの運営とする。ただし、利用者の利便を図るため必要があると認めた場合は利用時間の繰り上げ及び延長をする。

- ・開館時間：午前9時から午後10時まで
- ・休館日：毎月第1、3、5月曜日（ただし、月曜日が国民の祝日等に当たる場合はその翌日の休日でない日）及び毎年12月29日から翌1月3日まで

(2) 利用料金・減免基準

利用料金：現行どおり

減免基準：現行どおり

(3) 施設の目的に沿ったサービス・事業の内容

- 大ホールホワイエの単独利用を可能とし、コンサートやマルシェ等幅広い利用に対応する。
- 初めて訪れるお客様にもわかりやすいGoogleストリートビュー（屋内版）を導入する。
- アトリウムを人々が交流する「まちの広場」として、地域の方による作品展示や四季折々の空間演出、中部1市4町の文化・観光情報を発信する情報コーナーの設置等により、賑わいとくつろぎの空間を演出する。

(4) サービスの向上策と利用促進に向けた取組

○イベントを成功させるために、企画と予算の立て方から施設の利用方法、当日のフロント運営、舞台の準備、本番、撤収までのトータルサポートを行う。

○新規サービス

- ・有料サービス：利用の際発生するごみの有料回収サービス
- ・広報支援サービス：中部地域の文化活動サークル団体の活動情報掲示
- ・環境整備：トイレシートクリーナー設置場所の増設

○利用辞退に伴うキャンセル料の負担の軽減

- ・キャンセル料が安い届出時期を現行よりも長くすることで、利用者の負担を軽減する。

辞退届出時期（現行⇒変更）		キャンセル料
ホール	その他	
6か月前まで⇒3か月前まで	3か月前まで⇒1か月前まで	30%
1か月前まで	7日前まで	50%
上記期間経過後	上記期間経過後	100%

○鑑賞者の拡大

- ・中部地域と繋がり弱い県西部地域や岡山県北部地域などと財団のネットワークを強化することで、独自の販売促進経路の構築を図り、愛好者の拡大に力を入れる。

(5) 地域との連携による文化芸術振興及び地域の賑わいを創出する取組等

○これからの活力のある『まちづくり』、心豊かな『ひとづくり』を目標に『未来つながるプロジェクト』と題して、地域に根差した取組を推し進める。

- ・『まちづくり』の取組事例  
ステージ・ワークショップ（和太鼓ネットワーク）、アートギャラリー（1市4町作品展）
- ・『ひとづくり』の取組事例  
親子向けの企画「ハッピーマイルコンサート」

○鳥取県立美術館の建設を見すえ、「県立美術館と歩む中部地区の集い協議会」の取組との連携を図り、教育機関や美術関係の団体、周辺施設などとの相互連携や事業協力を進める。また、美術館のプレ事業において、共同開催や広報協力などの連携を図る。

○『未来つながるプロジェクト』を推進する上で安定的な財源を確保するため、企業、個人等による事業協賛等の外部資金の活用を取組を進める。

(6) 省エネルギー・省資源化への取組

- ・鳥取県版環境管理システム（TEAS II）に沿った省エネルギー・省資源化
- ・LED照明、照明センサー制御などの積極導入
- ・電力デマンド（最大需要電力）制御の徹底

条 例 名 等	公の施設の指定管理者の指定(鳥取県立武道館)について
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由          地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する公の施設の指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により、本議会の議決を求める。</p> <p>2 概 要</p> <p>(1) 公の施設の名称          鳥取県立武道館</p> <p>(2) 指定管理者          鳥取市東町一丁目220番地          公益財団法人鳥取県体育協会          会長 中永 廣樹</p> <p>(3) 指定の期間          平成31年4月1日から平成36年3月31日まで</p> <p>(4) 理由          武道館の管理業務を効果的かつ効率的に行うため、公益財団法人鳥取県体育協会を指定管理者として指定しようとするものである。</p> <p>(参考) 選考方法: 公募</p>

## 鳥取県立武道館の指定管理候補者の選定について

鳥取県立武道館の指定管理者について、鳥取県指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会（地域振興部指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会）（以下「審査委員会」という。）の審査結果を踏まえて検討を行った結果、次の団体を指定管理候補者として選定した。

### 1 指定管理候補者

公益財団法人鳥取県体育協会 会長 中永 廣樹（鳥取市東町一丁目220番地）

### 2 指定期間

平成31年（2019年）4月1日から2024年3月31日まで（5年間）

### 3 指定管理料の額

337,000,000円…（1）（債務負担行為額 337,070,000円）

〔参考〕各年度の内訳

年 度	指定管理料
2019年度	66,860,000円
2020年度	67,537,000円
2021年度	67,537,000円
2022年度	67,529,000円
2023年度	67,537,000円

※ 上記指定管理料は、2019年10月に実施予定の消費税の増税に対応したものの。

### 4 選定理由

鳥取県立武道館の指定管理者の指定に当たっては、1団体から応募があり、審査委員会において鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（以下「指定手続条例」という。）第5条の基準に基づき総合的に審査した結果、上記の団体が最適であるとして選定した。

〔選定理由〕

過去の実績やノウハウをもとに具体的な事業計画が示され、武道の振興のみならず、障がい者スポーツの普及やスポーツ教室の充実など、利用者のサービス向上に向けた具体的な取組の提案があり、評価できることから指定管理候補者として選定したものの。

### 5 応募者（1者）

応 募 者	所 在 地	代 表 者
公益財団法人鳥取県体育協会	鳥取市東町一丁目220番地	会長 中永 廣樹

### 6 審査委員会委員

氏 名	所 属 等
黒田 多美子（委員長）	鳥取県スポーツ推進委員協議会副会長
酒井 嘉一（副委員長）	中国税理士会鳥取県支部連合会
逢坂 秀樹	鳥取短期大学教授
田口 勝儀	鳥取県柔道連盟理事
小西 慎太郎	鳥取県地域振興部スポーツ課長

7 審査結果

(1) 選定基準

	選 定 基 準	審 査 項 目	配 点
1	施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。 (指定手続条例第5条第1号)	(1) 管理の基本的な考え方の適合性 ア 施設設置目的の理解 イ 指定管理者を希望する理由 ウ 管理運営の方針	(必須) ※平等な利用が確保できないと認められる場合は失格
2	施設の効用を最大限に発揮させるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	(1) 施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容 (サービス向上策、利用促進策等、利用者等の要望の把握及び対応方針) (2) 施設管理 (施設設備の維持管理、衛生管理等) (3) 料金設定 (開館時間、休館日、利用料金等) (4) 事故・事件の防止措置、緊急時の対応 (5) 個人情報保護等への対応 (6) 武道教室の普及振興の考え方、普及振興事業の企画力 (7) 障がい者に優しい施設利用及び障がい者スポーツの普及振興の取組の企画力	6 5
3	管理に係る経費の効率化が図られるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	(1) 収支計画及び見積内容、 (2) 県の委託料額の多寡	2 0
4	管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。 (指定手続条例第5条第3号)	(1) 法人等の財政基盤、経営基盤 (2) 組織及び職員の配置等 (3) 現在の施設職員の継続雇用に関する方針 (4) 関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況 (5) 法人等の社会的責任の遂行状況 ア 障がい者雇用 イ 男女共同参画推進企業の認定 ウ ISO・TEASの認証等 エ 家庭教育推進協力企業の協定締結 オ あいサポート企業等の認定 (6) 管理運営実績評価	3 6
5	その他 (指定手続条例第5条第3号)	(1) ネーミングライツに係る提案の有無	4

(2) 審査結果 (面接審査及び書類審査)

	配 点	(公財) 鳥取県体育協会
基準1 (施設の平等利用)	適/不適	適
基準2 (施設の効用発揮)	6 5	3 7. 6
基準3 (経費の効率化)	2 0	8. 6
基準4 (管理の安定性)	3 6	2 1. 2
基準5 (その他)	4	0
合 計	1 2 5	6 7. 4
順位		1

※ 点数は各委員の平均

【委員からの主な意見等】

○選定基準1〈施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること〉

- ・現指定管理者として、コストを削減しつつ、来場者の安全・安心な空間の提供を進めてきた。
- ・武道の振興を図り、県民の心身の健全な発達に寄与するため、県民に武道と健康づくりを提供し、笑顔で活力ある生活を送ることができるよう支援したいと考えていることがうかがえる。

○選定基準2〈施設の効用を最大限に発揮させるものであること〉

- ・①外国人観光客を受け入れ、スポーツツーリズムを行う。
- ・②eスポーツの大会の誘致や開催を研究する。
- ・③職員が館外に出て営業活動を行うことで広報活動を拡大する。
- ・④インターネットを活用し、施設間での情報共有等を行うことで施設の安全対策の向上等に役立てる。
- ・⑤外部委託業者と協働して研修等を実施し、施設全体の資質向上を図る。といったサービスの向上等に積極的である。

○選定基準3〈管理に係る経費の効率化が図られるものであること〉

- ・一部の利用料金を安くして、利用者の新規獲得を目指すことは評価できる。

○選定基準4〈管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること〉

- ・財政状況等は、正味財産期末残高が10億円程度あり、安定している。
- ・人員配置等については、仕様書に記載される要件の他に、体育施設管理士やスポーツ指導の資格などを有する職員を配置し、専門的な知識・技能・経験を生かした教室の開催や、施設の管理運営を効率的に行っている。
- ・「安全性・公共性」、「快適性・利便性」及び「専門性・特殊性」に関する研修を実施し、誰もが暮らしやすい地域社会の実現を推進する人材育成に取り組んでいる。

○その他

- ・公益財団法人鳥取県体育協会は、既に指定管理者として経験を積んでおり、サービスの向上や利用促進にも力を注いでいる。
- ・財政基盤等もしっかりしており、あいサポート条例の考え方により障がい者が利用されやすい、働きやすい環境を整備している。
- ・計画が多すぎるように見受けられる。取組を少し絞って、確実に達成できる目標を具体的に提案するとよいと考える。
- ・前向きな姿勢がみられたが、計画の実現に向けた具体的な取組を説明してほしかった。
- ・武道人口の底辺の拡大を図ることで施設の利用者向上につながるとともに、競技力の向上にもつながる。外に向けたアピールや取組内容の情報発信を積極的に取り組んでほしい。
- ・施設に敷居の高さや入館のしづらさを感じさせているのではないか。体育館のような汎用性は低いが、多目的に施設を活用してもらう仕掛けが必要。
- ・同じ法人が管理しているにもかかわらず、収支計画書が統一されていない。基本的に収支計画書は法人内で統一させつつ、各施設の特徴的な要素を加えるよう整理すべき。

## 8 指定管理候補者の事業計画の概要

### (1) 開館時間・休館日（現行どおり）

○開館時間：午前9時から午後10時まで

○休館日：年末年始（12月29日から1月3日まで）

### (2) 利用料金・減免

○利用料金：概ね現行どおり（一部変更あり（一部の使用料の値下げ等））

○減免基準：現行どおり

### (3) 施設の目的に沿ったサービス・事業の内容

- ・施設には、柔道、弓道、器械体操、アーチェリー等の競技を専門とする職員が在籍し、専門知識を生かした施設管理や、武道・スポーツ教室の運営に当たるとともに、各競技団体が主催する大会などへ審判員、指導等の協力を行う。
- ・武道の普及振興に向け、各種競技団体と連携し、武道合同体験会を開催することで、武道に触れるきっかけづくりを提供する。  
（柔道・剣道・弓道・空手道・なぎなた・銃剣道・相撲・少林寺拳法・太極拳）
- ・手頃に武道・スポーツを楽しむことができる教室を実施する。  
（1課程（10回開催）3,000円など）
- ・武道体験プログラムを実施し、外国人観光客に日本文化の武道に触れる機会を提供する。
- ・武道で使用する道具の取り扱い方や補修方法を学ぶ教室を新たに開催する。

### (4) 利用促進のための取組

- ・武道のみならず、スポーツの普及に向けて、運動習慣定着と健康増進などを図るための高齢者を対象にしたゆったり運動、主婦層を対象にしたストレッチトレーニング、幼児を対象にしたのびのび幼児運動を実施する。
- ・営利を目的（入場料等を徴収）とする利用の場合、利用料金が高額で利用実績が得られないことから、当該区分の利用料金を大幅に値下げし、利用促進を図ることとする。
- ・武道に関する情報コーナーやキッズコーナーを新設するとともに、作品展示ができるギャラリーを提供する。
- ・ホームページの充実やSNSによる情報発信を行う。
- ・利用者の声をご意見箱やアンケートで把握するとともに、月1回館が発行する広報誌に掲載し、ご意見等を見える化する。
- ・障がい者スポーツの普及・振興のため、職員の障がい者スポーツ指導員資格の取得を推進するとともに、障がい者も一緒に参加できるイベントの実施や大会誘致を促進する。

### (5) 経費削減のための取組

- ・新世代エネルギーの導入や計画的なLED化を推進する。
- ・こまめな消灯やグリーンカーテンを実施する。
- ・事務室のエアコンを夏期28度、冬期18度に設定し、ブラインドのこまめな開閉を行うことで電気代の節約に努める。
- ・計画的な修繕を実施するとともに、ケガや事故を防止するため日常の補修・交換を職員で行う。
- ・植栽管理は可能な限り職員が行う。

条 例 名 等	公の施設の指定管理者の指定(鳥取県営ライフル射撃場)について
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由          地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する公の施設の指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により、本議会の議決を求める。</p> <p>2 概 要</p> <p>(1) 公の施設の名称          鳥取県営ライフル射撃場</p> <p>(2) 指定管理者          倉吉市横田440番地7          鳥取県ライフル射撃協会          会長 戸田 至</p> <p>(3) 指定の期間          平成31年4月1日から平成36年3月31日まで</p> <p>(4) 理由          ライフル射撃場の管理業務を効果的かつ効率的に行うため、鳥取県ライフル射撃協会を指定管理者として指定しようとするものである。</p> <p>(参考) 選考方法: 公募</p>

## 鳥取県営ライフル射撃場指定管理候補者の選定について

鳥取県営ライフル射撃場の指定管理者について、鳥取県指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会（地域振興部指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会）（以下「審査委員会」という。）の審査結果を踏まえて検討を行った結果、次の団体を指定管理候補者として選定した。

### 1 指定管理候補者

鳥取県ライフル射撃協会 会長 戸田 至（倉吉市横田440番地7）

### 2 指定期間

平成31年（2019年）4月1日から2024年3月31日まで（5年間）

### 3 指定管理料の額

5,070,000円（債務負担行為額 5,070,000円）

〔参考〕各年度の内訳

年 度	指定管理料
2019年度	1,006,000円
2020年度	1,016,000円
2021年度	1,016,000円
2022年度	1,016,000円
2023年度	1,016,000円

※ 上記指定管理料は、2019年10月に実施予定の消費税の増税に対応したものの。

### 4 選定理由

鳥取県営ライフル射撃場の指定管理者の指定に当たっては、1団体から応募があり、審査委員会において鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（以下「指定手続条例」という。）第5条の基準に基づき総合的に審査した結果、上記の団体が最適であるとして選定した。

〔選定理由〕

従来から、ライフル射撃場を無事故で管理してきた実績や銃砲刀剣類所持等取締法に規定する公安委員会指定射撃場の管理の基準、管理方法の基準ともに充足できる団体であると認められ、普及活動やジュニアの育成が期待できることから、指定管理候補者として選定したものの。

### 5 応募者（1者）

応 募 者	所 在 地	代 表 者
鳥取県ライフル射撃協会	倉吉市横田440番地7	会長 戸田 至

### 6 審査委員会委員

氏 名	所 属 等
黒田 多美子（委員長）	鳥取県スポーツ推進委員協議会副会長
酒井 嘉一（副委員長）	中国税理士会鳥取県支部連合会
逢坂 秀樹	鳥取短期大学教授
小倉 英治	鳥取県警察本部生活環境課課長補佐
小西 慎太郎	鳥取県地域振興部スポーツ課長

7 審査結果

(1) 選定基準

	選 定 基 準	審 査 項 目	配 点
1	施設の平等な利用を確保するの に十分なものであること。 (指定手続条例第5条第1号)	(1) 管理の基本的な考え方の適合性 ア 施設設置目的の理解 イ 指定管理者を希望する理由 ウ 管理運営の方針	(必須) ※平等な 利用が確 保できな いと認め られる場 合は失格
2	施設の効用を最大限に発揮させ るものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	(1) 施設の設置目的に沿ったサービス・事業 の内容(サービス向上策、利用促進策等、 利用者等の要望の把握及び対応方針) (2) 施設管理(施設設備の維持管理、衛生管 理等) (3) 料金設定(開館時間、休館日、利用料金 等) (4) 事故・事件の防止措置、緊急時の対応 (5) 個人情報保護等への対応 (6) ライフル射撃の普及振興の考え方、普及 ・振興事業の企画力	50
3	管理に係る経費の効率化が図ら れるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	(1) 収支計画及び見積内容 (2) 県の委託料額の多寡	20
4	管理を安定して行うために必要 な人員及び財政的基礎を有して おり、又は確保できる見込みがあ ること。 (指定手続条例第5条第3号)	(1) 法人等の財政基盤、経営基盤 (2) 組織及び職員の配置等 (3) 現在の施設職員の継続雇用に関する方針 (4) 関係法令に係る監督行政機関からの指導 等の状況 (5) 法人等の社会的責任の遂行状況 ア 障がい者雇用 イ 男女共同参画推進企業の認定 ウ ISO・TEASの認証等 エ 家庭教育推進協力企業としての協定 締結 オ あいサポート企業等の認定 (6) 管理運営実績評価	26
5	その他 (指定手続条例第5条第3号)	(1) ネーミングライツに係る提案の有無	4

(2) 審査結果（面接審査及び書類審査）

	配 点	鳥取県ライフル射撃協会
基準1（施設の平等利用）	適／不適	適
基準2（施設の効用発揮）	50	22.6
基準3（経費の効率化）	20	8.0
基準4（管理の安定性）	26	6.6
基準5（その他）	4	0
合 計	100	37.2
順位		1

※ 点数は各委員の平均

【委員からの主な意見等】

○選定基準1＜施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること＞

- ・ライフル等の危険物を管理するため、ライフル射撃スポーツの知識等を有する団体等が施設の運営を行うことが最適である。
- ・協会員が主な使用者であるが、一般の方にも使用要望にこたえ、平等な利用を確保している。

○選定基準2＜施設の効用を最大限に発揮させるものであること＞

- ・利用者のほとんどがライフル射撃協会の会員であることから、清掃等を会員が自ら行うことで経費削減につながる。
- ・協会員の確保に向けた普及活動について評価できる。

○選定基準3＜管理に係る経費の効率化が図られるものであること＞

- ・妥当ではあるが、分かりにくい。
- ・ライフル射撃協会の予算・決算について、指定管理料を含めた全体の金額とその内訳が分かるよう明確に整理していただきたい。

○選定基準4＜管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること＞

- ・小規模ではあるが、繰越金が2百万円程度あり、財政基盤等は安定している。
- ・協会役員（ベテラン協会員）が交代で管理運営に当たっている。
- ・数年前から若い会員の加入を推進しており、現在では半数以上が高校生以下のジュニア会員である。

○その他

- ・利用者のほとんどがライフル射撃協会の会員であれば、計画的及び合理的に会場を利用し、会員の射撃技術の向上に役立ててもらうことを期待したい。
- ・体験会等を積極的に行い、協会員の半数以上が高校生以下のジュニア会員であることから、競技者の裾野が広がっていることがうかがえる。今後、競技人口が増えていくことを期待したい。

## 8 指定管理候補者の事業計画の概要

### (1) 開館時間・休館日（現行どおり）

○開館時間：午前9時から午後8時まで

○休館日：毎週月曜日、年末年始（12月29日から1月3日まで）

### (2) 利用料金・減免

○利用料金：現行どおり

○減免基準：現行どおり

### (3) 利用促進のための取組

- ・ジュニアの育成に当たって、銃砲刀剣類所持等取締法の規制のないビームライフルを使用して無料の体験会や基礎練習できる場を提供する。
- ・土日の午前9時から午後3時までは、常時協会役員を配置する。
- ・射撃指導員による射撃教習を実施する。

### (4) 経費削減のための取組

- ・射撃場内の設備について、常時管理者による点検を行うとともに、協会員や利用者に対して設備管理意識を高めるよう努める。
- ・協会員による草刈りや清掃、害虫駆除を定期的に行い、経費削減と景観美化に努める。

<p>条 例 名 等</p>	<p>公の施設の指定管理者の指定(鳥取県立倉吉体育文化会館)について</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由                  地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する公の施設の指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により、本議会の議決を求める。</p> <p>2 概 要</p> <p>(1) 公の施設の名称                  鳥取県立倉吉体育文化会館</p> <p>(2) 指定管理者                  鳥取市東町一丁目220番地                  公益財団法人鳥取県体育協会                  会長 中永 廣樹</p> <p>(3) 指定の期間                  平成31年4月1日から平成36年3月31日まで</p> <p>(4) 理由                  倉吉体育文化会館の管理業務を効果的かつ効率的に行うため、公益財団法人鳥取県体育協会を指定管理者として指定しようとするものである。</p> <p>(参考) 選考方法:公募</p>

## 鳥取県立倉吉体育文化会館の指定管理候補者の選定について

鳥取県立倉吉体育文化会館の指定管理者について、鳥取県指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会（地域振興部指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会）（以下「審査委員会」という。）の審査結果を踏まえて検討を行った結果、次の団体を指定管理候補者として選定した。

### 1 指定管理候補者

公益財団法人鳥取県体育協会 会長 中永 廣樹（鳥取市東町一丁目220番地）

### 2 指定期間

平成31年（2019年）4月1日から2024年3月31日まで（5年間）

### 3 指定管理料の額

252,700,000円……(1)（債務負担行為額 252,774,000円）

〔参考〕各年度の内訳

年 度	指定管理料
2019年度	50,180,000円
2020年度	50,630,000円
2021年度	50,630,000円
2022年度	50,630,000円
2023年度	50,630,000円

※ 上記指定管理料は、2019年10月に実施予定の消費税の増税に対応したものの。

### 4 選定理由

鳥取県立倉吉体育文化会館の指定管理者の指定に当たっては、1団体から応募があり、審査委員会において鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（以下「指定手続条例」という。）第5条の基準に基づき総合的に審査した結果、上記の団体が最適であるとして選定した。

〔選定理由〕

過去の実績やノウハウをもとに具体的な事業計画が示され、スポーツの振興のみならず、文化活動の振興や、障がい者スポーツの普及、クライミングをはじめとするスポーツ教室の充実など利用者のサービス向上に向けた具体的な取組の提案があり、評価できることから指定管理候補者として選定したものの。

### 5 応募者（1者）

応 募 者	所 在 地	代 表 者
公益財団法人鳥取県体育協会	鳥取市東町一丁目220番地	会長 中永 廣樹

### 6 審査委員会委員

氏 名	所 属 等
黒田 多美子（委員長）	鳥取県スポーツ推進委員協議会副会長
酒井 嘉一（副委員長）	中国税理士会鳥取県支部連合会
逢坂 秀樹	鳥取短期大学教授
景山 かず子	鳥取県障がい者水泳協会会員
荒井 富佐子	鳥取県民踊指導者連盟 理事
小西 慎太郎	鳥取県地域振興部スポーツ課長

7 審査結果

(1) 選定基準

選定基準	審査項目	配点
1 施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。 (指定手続条例第5条第1号)	(1) 管理の基本的な考え方の適合性 ア 施設設置目的の理解 イ 指定管理者を希望する理由 ウ 管理運営の方針	(必須) ※平等な利用が確保できないと認められる場合は失格
2 施設の効用を最大限に発揮させるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	(1) 施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容 (サービス向上策、利用促進策等、利用者等の要望の把握及び対応方針) (2) 施設管理 (施設設備の維持管理、衛生管理等) (3) 料金設定 (開館時間、休館日、利用料金等) (4) 事故・事件の防止措置、緊急時の対応 (5) 個人情報保護等への対応 (6) スポーツ教室の普及振興の考え方、普及振興事業の企画力 (7) スポーツライミングの普及振興の考え方、普及振興事業の企画力、利用者への指導方法 (8) 障がい者に優しい施設利用及び障がい者スポーツの普及振興の取組の企画力	70
3 管理に係る経費の効率化が図られるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	(1) 収支計画及び見積内容 (2) 県の委託料額の多寡	20
4 管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。 (指定手続条例第5条第3号)	(1) 法人等の財政基盤、経営基盤 (2) 組織及び職員の配置等 (3) 現在の施設職員の継続雇用に関する方針 (4) 関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況 (5) 法人等の社会的責任の遂行状況 ア 障がい者雇用 イ 男女共同参画推進企業の認定 ウ ISO・TEASの認証等 エ 家庭教育推進協力企業の協定締結 オ あいサポート企業等の認定 (6) 管理運営実績評価	36
5 その他 (指定手続条例第5条第3号)	(1) ネーミングライツに係る提案の有無	4

(2) 審査結果 (面接審査及び書類審査)

	配点	(公財) 鳥取県体育協会
基準1 (施設の平等利用)	適/不適	適
基準2 (施設の効用発揮)	70	45.3
基準3 (経費の効率化)	20	9.8
基準4 (管理の安定性)	36	22.8
基準5 (その他)	4	0
合計	130	78.0
順位		1

※ 点数は各委員の平均

【委員からの主な意見等】

○選定基準1〈施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること〉

- ・ 県のスポーツ・文化・地域振興を図り、県民の健全な生活を確保するための安全・安心な施設管理をしている。
- ・ 現指定管理者として、これまで培ってきた実績とノウハウを結集し、設置目的を継続して推進すること及び「クライミングの聖地」として、この競技の普及と発展のため、県民が誇れる施設として管理運営を行うことを期待する。
- ・ 考え方がしっかりしており、管理運営への配慮が行き届いている。

○選定基準2〈施設の効用を最大限に発揮させるものであること〉

- ・ 窓口対応での聞き取り等により、利用者の要望を把握し、常に改善を続ける管理運営を行っている。
- ・ 利用者等とのコミュニケーションを図り、聞く、見る、話すという基本的な行動を誠実に実行し、防犯・防災における予兆・情報を見逃さないようにしており、マニュアル、フローチャートにより対処方法が考えられている。
- ・ 利用者年齢層に偏りがある（20～40代）クライミングで若年層にPRしようとしているのは評価できる。
- ・ AEDの管理は要改善。（表示・設置場所）また、管理棟だけではなく、体育館やクライミング施設にも設置することが望ましい。
- ・ 外部に設置されているクライミング施設（リード壁・スピード壁）について、夜間や目の届かない場面の無断（予期しない）利用に対する安全性を高める（壁を勝手に登らせない対策など）よう検討してほしい。

○選定基準3〈管理に係る経費の効率化が図られるものであること〉

- ・ 収入は、毎年増加を見込んでおり、前向きである。

○選定基準4〈管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること〉

- ・ 財政状況等は、正味財産期末残高が10億円程度あり、安定している。
- ・ 人員配置等については、仕様書に記載される要件の他に、上級体育施設管理士やスポーツ・文化指導の資格などを有する職員を配置し、専門的な知識・技能・経験を生かした教室の開催や、施設の管理運営を効率的に行っている。
- ・ 「安全性・公共性」、「快適性・利便性」及び「専門性・特殊性」に関する研修を実施し、誰もが暮らしやすい地域社会の実現を推進する人材育成に取り組んでいる。

○その他

- ・ 公益財団法人鳥取県体育協会は、既に指定管理者として経験を積んでおり、サービスの向上や利用促進にも力を注いでいる。
- ・ 財政基盤等もしっかりしており、あいサポート条例の考え方により障がい者が利用されやすい、働きやすい環境を整備している。
- ・ スポーツクライミングの聖地として、この競技の日本の先駆者になってもらいたい。
- ・ 施設の特徴として、クライミング事業に重点を置いていることは評価できる。
- ・ 一方で、利用者数はここ2～3年で減少傾向にあり、クライミング事業重視で利用者増につながるかは要検討。
- ・ 施設の状況をよく理解し、スポーツクライミングやスポーツ教室の取組に熱意を感じた。
- ・ スポーツ及び文化の振興両面で寄与できる施設運営を期待したい。
- ・ 同じ法人が管理しているにもかかわらず、収支計画書が統一されていない。基本的に収支計画書は法人内で統一させつつ、各施設の特徴的な要素を加えるよう整理すべき。

## 8 指定管理候補者の事業計画の概要

### (1) 開館時間・休館日（現行どおり）

○開館時間：午前9時から午後10時まで

○休館日：年末年始（12月29日から1月3日まで）

### (2) 利用料金・減免

○利用料金：現行どおり

○減免基準：現行どおり

### (3) 施設の目的に沿ったサービス・事業の内容

- ・JOC（（公財）日本オリンピック委員会）認定競技別強化センターに指定されている強みを生かし、“クライミングの聖地”として鳥取県山岳・スポーツクライミング協会と連携し、初心者から上級者まで幅広い層に対してクライミング教室を開催するとともに、クライミングの普及拠点となるよう努める。
- ・日本山岳・スポーツクライミング協会公認資格者による同協会のマニュアルに沿った安心安全なクライミング指導を実施する。
- ・県民の日やスポーツ日などに合わせて施設主催のスポーツイベントを実施する。  
（新春ラージボール卓球大会、エンジョイテニスカップ など）
- ・文化の普及振興及び生きがいや趣味づくりに寄与し、日々の活力につながるよう文化教室を実施する。  
（フラワーアレンジメント教室、パソコン教室、着物の着付け教室、アート教室 など）

### (4) 利用促進のための取組

- ・誰もが気軽にスポーツを楽しむことができるよう低料金（1回あたり200円）のスポーツ教室を実施する。（運動不足解消教室、ストレッチジャズ教室、太極拳教室 など）
- ・ロビーを有効活用して、鳥取県ゆかりのスポーツ関連情報やマンガコーナー、健康相談コーナーを設ける。
- ・施設内にアートオブジェや観葉植物の展示などくつろぎの空間を提供する。
- ・利用者の声をご意見箱やアンケートで把握するとともに、他施設の管理状況を視察・調査することで、管理運営方法の改善に努める。
- ・障がい者スポーツの普及・振興のため、職員の障がい者スポーツ指導員資格の取得を推進するとともに、障がい者を対象としたスポーツ教室の実施や大会誘致を促進する。

### (5) 経費削減のための取組

- ・新世代エネルギーの導入や計画的なLED化を推進する。
- ・こまめな消灯やグリーンカーテンを実施する。
- ・事務室のエアコンを夏期28度、冬期18度に設定し、ブラインドのこまめな開閉を行うことで電気代の節約に努める。
- ・植栽管理は可能な限り職員が行う。

条 例 名 等	公の施設の指定管理者の指定（鳥取県立鳥取産業体育館及び鳥取県営鳥取屋内プール）について
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由          地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する公の施設の指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により、本議会の議決を求める。</p> <p>2 概 要</p> <p>(1) 公の施設の名称          鳥取県立鳥取産業体育館及び鳥取県営鳥取屋内プール</p> <p>(2) 指定管理者          鳥取市東町一丁目220番地          公益財団法人鳥取県体育協会          会長 中永 廣樹</p> <p>(3) 指定の期間          平成31年4月1日から平成36年3月31日まで</p> <p>(4) 理由          鳥取産業体育館及び鳥取屋内プールの管理業務を効果的かつ効率的に行うため、公益財団法人鳥取県体育協会を指定管理者として指定しようとするものである。</p> <p>(参考) 選考方法：公募</p>

## 鳥取県立鳥取産業体育館及び鳥取県営鳥取屋内プールの 指定管理候補者の選定について

鳥取県立鳥取産業体育館及び鳥取県営鳥取屋内プールの指定管理者について、鳥取県指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会（地域振興部指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会）（以下「審査委員会」という。）の審査結果を踏まえて検討を行った結果、次の団体を指定管理候補者として選定した。

### 1 指定管理候補者

公益財団法人鳥取県体育協会 会長 中永 廣樹（鳥取市東町一丁目220番地）

### 2 指定期間

平成31年（2019年）4月1日から2024年3月31日まで（5年間）

### 3 指定管理料の額

330,500,000円（債務負担行為額 330,532,000円）

〔参考〕各年度の内訳

年 度	指定管理料
2019年度	65,624,000円
2020年度	66,227,000円
2021年度	66,195,000円
2022年度	66,227,000円
2023年度	66,227,000円

※ 上記指定管理料は、2019年10月に実施予定の消費税の増税に対応したものの。

### 4 選定理由

鳥取県立鳥取産業体育館及び鳥取県営鳥取屋内プールの指定管理者の指定に当たっては、1団体から応募があり、審査委員会において鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（以下「指定手続条例」という。）第5条の基準に基づき総合的に審査した結果、上記の団体が最適であるとして選定した。

〔選定理由〕

過去の実績やノウハウをもとに具体的な事業計画が示され、スポーツの振興のみならず産業の振興や、障がい者スポーツの普及、水泳をはじめとするスポーツ教室の充実など利用者のサービス向上に向けた具体的な取組の提案があり、評価できることから指定管理候補者として選定したものの。

### 5 応募者（1者）

応 募 者	所 在 地	代 表 者
公益財団法人鳥取県体育協会	鳥取市東町一丁目220番地	会長 中永 廣樹

### 6 審査委員会委員

氏 名	所 属 等
黒田 多美子（委員長）	鳥取県スポーツ推進委員協議会副会長
酒井 嘉一（副委員長）	中国税理士会鳥取県支部連合会
逢坂 秀樹	鳥取短期大学教授
景山 かず子	鳥取県障がい者水泳協会会員
小西 慎太郎	鳥取県地域振興部スポーツ課長

7 審査結果

(1) 選定基準

	選定基準	審査項目	配点
1	施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。 (指定手続条例第5条第1号)	(1) 管理の基本的な考え方の適合性 ア 施設設置目的の理解 イ 指定管理者を希望する理由 ウ 管理運営の方針	(必須) ※平等な利用が確保できないと認められる場合は失格
2	施設の効用を最大限に発揮させるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	(1) 施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容(サービス向上策、利用促進策等、利用者等の要望の把握及び対応方針) (2) 施設管理(施設設備の維持管理、衛生管理等) (3) 料金設定(開館時間、休館日、利用料金等) (4) 事故・事件の防止措置、緊急時の対応 (5) 個人情報保護等への対応 (6) スポーツ教室の普及振興の考え方、普及振興事業の企画力 (7) 障がい者に優しい施設利用及び障がい者スポーツの普及振興の取組の企画力	65
3	管理に係る経費の効率化が図られるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	(1) 収支計画及び見積内容 (2) 県の委託料額の多寡	20
4	管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。 (指定手続条例第5条第3号)	(1) 法人等の財政基盤、経営基盤 (2) 組織及び職員の配置等 (3) 現在の施設職員の継続雇用に関する方針 (4) 関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況 (5) 法人等の社会的責任の遂行状況 ア 障がい者雇用 イ 男女共同参画推進企業の認定 ウ ISO・TEASの認証等 エ 家庭教育推進協力企業の協定締結 オ あいサポート企業等の認定 (6) 管理運営実績評価	36
5	その他 (指定手続条例第5条第3号)	(1) ネーミングライツに係る提案の有無	4

(2) 審査結果(面接審査及び書類審査)

	配点	(公財)鳥取県体育協会
基準1(施設の平等利用)	適/不適	適
基準2(施設の効用発揮)	65	40.6
基準3(経費の効率化)	20	10.0
基準4(管理の安定性)	36	23.4
基準5(その他)	4	0
合計	125	74.0
順位		1

※ 点数は各委員の平均

【委員からの主な意見等】

○選定基準1＜施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること＞

- ・現指定管理者として、コストを削減しつつ来場者の安全・安心及び快適な空間の提供を進めてきた。その結果、来場者数が年々増加傾向にある。これは、県民が楽しめる施設として、官公庁や関係スポーツ団体等と連携を図り、サービス向上に取り組んできた成果である。
- ・考え方がしっかりしており、管理運営への配慮が行き届いている。

○選定基準2＜施設の効用を最大限に発揮させるものであること＞

- ・窓口対応での聞き取りや年4回の定期アンケート、常設の意見箱等により利用者の要望を把握し、常に改善を続ける管理運営を行っている。
- ・利用者等とのコミュニケーションを図り、聞く、見る、話すという基本的な行動を誠実に実行し、防犯・防災における予兆・情報を見逃さないようにしており、マニュアル、フローチャートにより対処方法が考えられている。
- ・事業計画・管理体制はしっかりしている。
- ・利用者の安心・安全のため、AEDの数は、体育館側とプール側に1台ずつ必要と考える。(現行は管内に1台のみ設置。)
- ・計画遂行状況、管理チェック等の定期的なモニターが望まれる。

○選定基準3＜管理に係る経費の効率化が図られるものであること＞

- ・収入は、毎年増加を見込んでおり、前向きである。
- ・支出は、消費税を考慮している。

○選定基準4＜管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること＞

- ・財政状況等は、正味財産期末残高が10億円程度あり、安定している。
- ・人員配置等については、仕様書に記載される要件の他に、体育施設管理士やスポーツ指導の資格などを有する職員を配置し、専門的な知識・技能・経験を生かした教室の開催や、施設の管理運営を効率的に行っている。
- ・「安全性・公共性」、「快適性・利便性」及び「専門性・特殊性」に関する研修を実施し、誰もが暮らしやすい地域社会の実現を推進する人材育成に取り組んでいる。

○その他

- ・公益財団法人鳥取県体育協会は、既に指定管理者として経験を積んでおり、サービスの向上や利用促進にも力を注いでいる。
- ・財政基盤等もしっかりしており、あいサポート条例の考え方により障がい者が利用されやすい、働きやすい環境を整備している。
- ・前向きな取組が提案された。
- ・事業計画、管理運営について、チェックシートにより一般利用者として利用し、チェックするなど、定期又は不定期にモニターすることが望ましい。
- ・障がい者の配慮に、さらに重点を置いてほしい。
- ・プレゼンテーションでは、アピール力が足りなかった。いいところをもっとアピールする姿勢が必要。
- ・同じ法人が管理しているにもかかわらず、収支計画書が統一されていない。基本的に収支計画書は法人内で統一させつつ、各施設の特徴的な要素を加えるよう整理すべき。

## 8 指定管理候補者の事業計画の概要

### (1) 開館時間・休館日（概ね現行どおり）

#### ○開館時間：

- ・体育館 午前9時から午後10時まで
- ・プール 午前10時から午後8時まで（夏期は午前9時から午後8時30分まで※）

※ 現行は、午前9時30分から午後9時まで（時間帯を30分早める。）

#### ○休館日：

- ・体育館 毎月第4水曜日、年末年始（12月29日から1月3日まで）
- ・プール 毎週水曜日（夏期は休館日なし）、年末年始（12月29日から1月3日まで）

### (2) 利用料金・減免

#### ○利用料金：現行どおり

#### ○減免基準：現行どおり

### (3) 施設の目的に沿ったサービス・事業の内容

- ・施設には、バトミントン、空手、テニス、水泳、水球等の競技を専門とする職員が在籍し、専門知識を生かした体育館・屋内プールの施設管理や、スポーツ教室の運営に当たるとともに、各競技団体が主催する大会などへ審判員、指導等の協力を行う。

#### <新しいスポーツ教室等の取組例>

- ジュニアスポーツ体験フェスタ（普段体験できない競技に触れるもの）
- こども運動神経育成教室  
（神経系の発育・発達を目的とした現役アスリートによるトレーニング）
- 着衣泳講習会（水難事故防止を目的とした着衣状態での水泳教室）
- ・水泳を専門とする職員ならではの危険予測に基づき、施設利用者の安全対策を実施するとともに、1日に8回プールの水質検査を行うことで、衛生管理を徹底する。
- ・芝生の上で楽しみながら体を動かすことができるよう芝生化した広場を提供する。
- ・産業振興の推進に向け、商工団体等への誘致活動を積極的に推進する。  
（昨年度実績例：日の丸産業ハウジングフェア など）
- ・産業振興のみならず、文化活動・芸術に関する取組を推進する。  
（昨年度実績例：ジャパンキルトフェスティバル など）

### (4) 利用促進のための取組

- ・手頃な価格のワンコインレッスン（30分単位で500円）を実施し、気軽にスポーツに楽しむことができる仕掛けを実施する。
- ・エントランスにスポーツに関する情報提供コーナーを設ける。
- ・利用者向けにスマートフォン・携帯電話の充電サービスの提供や、無線LAN環境を整備する。
- ・けがや病気に備えて、休日に受診可能な医療機関の情報をロビーに掲示する。
- ・ホームページの充実やSNSによる情報発信を行う。
- ・利用者の声をご意見箱やアンケートで把握するとともに、他施設の管理状況を視察・調査することで、管理運営方法の改善に努める。
- ・障がい者スポーツの普及・振興のため、職員の障がい者スポーツ指導員資格の取得を推進するとともに、障がい者を対象としたスポーツ教室の実施や大会誘致を促進する。

### (5) 経費削減のための取組

- ・新世代エネルギーの導入や計画的なLED化を推進する。
- ・こまめな消灯やグリーンカーテンを実施する。
- ・事務室のエアコンを夏期28度、冬期18度に設定し、ブラインドのこまめな開閉を行うことで電気代の節約に努める。
- ・植栽管理は可能な限り職員が行う。

<p>条 例 名 等</p>	<p>公の施設の指定管理者の指定（鳥取県立米子産業体育館）について</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由          地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する公の施設の指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により、本議会の議決を求める。</p> <p>2 概 要</p> <p>(1) 公の施設の名称          鳥取県立米子産業体育館</p> <p>(2) 指定管理者          鳥取市東町一丁目220番地          公益財団法人鳥取県体育協会          会長 中永 廣樹</p> <p>(3) 指定の期間          平成31年4月1日から平成36年3月31日まで</p> <p>(4) 理由          米子産業体育館の管理業務を効果的かつ効率的に行うため、公益財団法人鳥取県体育協会を指定管理者として指定しようとするものである。</p> <p>(参考) 選考方法：公募</p>

## 鳥取県立米子産業体育館の指定管理候補者の選定について

鳥取県立米子産業体育館の指定管理者について、鳥取県指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会（地域振興部指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会）（以下「審査委員会」という。）の審査結果を踏まえて検討を行った結果、次の団体を指定管理候補者として選定した。

### 1 指定管理候補者

公益財団法人鳥取県体育協会 会長 中永 廣樹（鳥取市東町一丁目220番地）

### 2 指定期間

平成31年（2019年）4月1日から2024年3月31日まで（5年間）

### 3 指定管理料の額

165,100,000円……(1)（債務負担行為額 165,184,000円）

〔参考〕各年度の内訳

年 度	指定管理料
2019年度	32,780,000円
2020年度	33,080,000円
2021年度	33,080,000円
2022年度	33,080,000円
2023年度	33,080,000円

※ 上記指定管理料は、2019年10月に実施予定の消費税の増税に対応したものの。

### 4 選定理由

鳥取県立米子産業体育館の指定管理者の指定に当たっては、1団体から応募があり、審査委員会において鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（以下「指定手続条例」という。）第5条の基準に基づき総合的に審査した結果、上記の団体が最適であるとして選定した。

〔選定理由〕

過去の実績やノウハウをもとに具体的な事業計画が示され、スポーツの振興のみならず産業の振興、地域活性化の取組や、障がい者スポーツの普及、スポーツ教室の充実など利用者のサービス向上に向けた具体的な取組の提案があり、評価できることから指定管理候補者として選定したものの。

### 5 応募者（1者）

応 募 者	所 在 地	代 表 者
公益財団法人鳥取県体育協会	鳥取市東町一丁目220番地	会長 中永 廣樹

### 6 審査委員会委員

氏 名	所 属 等
黒田 多美子（委員長）	鳥取県スポーツ推進委員協議会副会長
酒井 嘉一（副委員長）	中国税理士会鳥取県支部連合会
逢坂 秀樹	鳥取短期大学教授
景山 かず子	鳥取県障がい者水泳協会会員
小西 慎太郎	鳥取県地域振興部スポーツ課長

7 審査結果

(1) 選定基準

	選定基準	審査項目	配点
1	施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。 (指定手続条例第5条第1号)	(1) 管理の基本的な考え方の適合性 ア 施設設置目的の理解 イ 指定管理者を希望する理由 ウ 管理運営の方針	(必須) ※平等な利用が確保できないと認められる場合は失格
2	施設の効用を最大限に発揮させるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	(1) 施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容 (サービス向上策、利用促進策等、利用者等の要望の把握及び対応方針) (2) 施設管理 (施設設備の維持管理、衛生管理等) (3) 料金設定 (開館時間、休館日、利用料金等) (4) 事故・事件の防止措置、緊急時の対応 (5) 個人情報保護等への対応 (6) スポーツ教室の普及振興の考え方、普及振興事業の企画力 (7) 障がい者に優しい施設利用及び障がい者スポーツの普及振興の取組の企画力	65
3	管理に係る経費の効率化が図られるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	(1) 収支計画及び見積内容 (2) 県の委託料額の多寡	20
4	管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。 (指定手続条例第5条第3号)	(1) 法人等の財政基盤、経営基盤 (2) 組織及び職員の配置等 (3) 現在の施設職員の継続雇用に関する方針 (4) 関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況 (5) 法人等の社会的責任の遂行状況 ア 障がい者雇用 イ 男女共同参画推進企業の認定 ウ ISO・TEASの認証等 エ 家庭教育推進協力企業の協定締結 オ あいサポート企業等の認定 (6) 管理運営実績評価	36
5	その他 (指定手続条例第5条第3号)	(1) ネーミングライツに係る提案の有無	4

(2) 審査結果 (面接審査及び書類審査)

	配点	(公財) 鳥取県体育協会
基準1 (施設の平等利用)	適/不適	適
基準2 (施設の効用発揮)	65	38.8
基準3 (経費の効率化)	20	9.8
基準4 (管理の安定性)	36	22.4
基準5 (その他)	4	0
合計	125	71.0
順位		1

※ 点数は各委員の平均

【委員からの主な意見等】

○選定基準1 <施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること>

- ・現指定管理者として、コストを削減しつつ来場者の安全・安心な空間の提供及び高品質なサービスの提供を行ってきた。今後についても産業とスポーツの振興を図る活動を推進することや、県民にスポーツと健康づくりを提供し、笑顔で活力ある生活を送ることができるよう支援を行っている。
- ・考え方がしっかりしており、管理運営への配慮が行き届いている。

○選定基準2 <施設の効用を最大限に発揮させるものであること>

- ・窓口対応での聞き取り等により、利用者の要望を把握し、常に改善を続ける管理運営を行っている。
- ・利用者等とのコミュニケーションを図り、聞く、見る、話すという基本的な行動を誠実に実行し、防犯・防災における予兆・情報を見逃さないようにしており、マニュアル、フローチャートにより対処方法が考えられている。
- ・2017年度には熱中症予防呼びかけの活動が評価され、「ひと涼みアワード2017 優良声かけ賞スポーツ部門」の優良賞を受賞している。
- ・地域との連携や、産業振興にも力を入れている様子がうかがえた。
- ・島根原子力発電所の事故対応にも重点を置くべきと考える。

○選定基準3 <管理に係る経費の効率化が図られるものであること>

- ・収入は、毎年増加を見込んでおり、前向きである。
- ・支出は、消費税が加味されていない。

○選定基準4 <管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること>

- ・財政状況等は、正味財産期末残高が10億円程度あり、安定している。
- ・利用者が常に快適で安全に施設を利用できるよう業務を熟知した常勤職員を配置し、救命講習は全常勤職員が修了することとしている。
- ・「みんなで創ろう活力あんしん鳥取県」に沿い、職員には職場内外研修・自己啓発支援を実施し、県民サービスの向上に取り組んでいる。
- ・職員の専門性を生かし、幅広い年齢層やライフステージに応じたスポーツに目を向けていることがスポーツ教室からうかがえる。

○その他

- ・公益財団法人鳥取県体育協会は、既に指定管理者として経験を積んでおり、サービスの向上や利用促進にも力を注いでいる。
- ・財政基盤等もしっかりしており、あいサポート条例の考え方により障がい者が利用されやすい、働きやすい環境を整備している。
- ・障がい者をはじめ、幼児用補助便座の設置など、利用者のことをよく考えていると思う。
- ・プレゼンテーションにおいては、もっと前向きにアピールする内容があるとよかった。
- ・前向きな提案内容の早期実現を期待している。
- ・AEDの増設を検討してほしい。
- ・同じ法人が管理しているにもかかわらず、収支計画書が統一されていない。基本的に収支計画書は法人内で統一させつつ、各施設の特徴的な要素を加えるよう整理すべき。

## 8 指定管理候補者の事業計画の概要

### (1) 開館時間・休館日（現行どおり）

○開館時間：午前9時から午後10時まで

○休館日：毎月第3水曜日、年末年始（12月29日から1月3日まで）

### (2) 利用料金・減免

○利用料金：概ね現行どおり（設備使用料の一部値下げあり）

○減免基準：現行どおり

### (3) 施設の目的に沿ったサービス・事業の内容

- ・気軽かつ気候天候にかかわらずにスポーツを楽しむことができるよう、手軽な価格で利用できるフィットネスルームを提供する。
- ・「見るスポーツ」の充実に向けて、プロスポーツチームであるBリーグやS/Jリーグの観戦が実現できるよう誘致を推進する。
- ・日本スポーツ協会公認のスポーツ指導員によるライフステージに応じたスポーツ教室を実施する。（幼児・児童を対象にした体操・体育教室、サッカー教室、ワンパクレスリング教室など）
- ・親子の交流を図ることができるレクリエーション大会を開催する。
- ・産業振興の推進に向け、商工団体等への誘致活動を積極的に推進する。  
（昨年度実績例：中国電力 電化住宅機器展示会 など）
- ・ケヤキ通り振興会（同地のまちづくり団体）と連携し、ケヤキ通り祭のメイン会場とするなど、地域活性化の取組に寄与する。

### (4) 利用促進のための取組

- ・公益財団法人とっとりコンベンションビューローによる「合宿助成金制度」を利用した県内外の大学などの誘致活動を推進。もって地域の活性化にも寄与する。
- ・外国人や障がい者にも配慮した災害時等の情報伝達用のデジタルサイネージ（電子ディスプレイ）を導入する。
- ・内側から施錠できる授乳スペースを用意する。
- ・年齢・性別を問わず誰もが利用できるよう利用者のニーズに応じたフィットネスルームを提供する。また施設の利用状況が一目で分かるようホームページにリアルタイムで情報提供する。
- ・ホームページの充実やSNSによる情報発信を行う。
- ・利用者の声をご意見箱やアンケートで把握するとともに、他施設の管理状況を視察・調査することで、管理運営方法の改善に努める。
- ・障がい者スポーツの普及・振興のため、職員の障がい者スポーツ指導員資格の取得を推進するとともに、障がい児を対象としたスポーツ教室の実施や大会誘致を促進する。

### (5) 経費削減のための取組

- ・新世代エネルギーの導入や計画的なLED化を推進する。
- ・こまめな消灯やグリーンカーテンを実施する。
- ・事務室のエアコンを夏期28度、冬期18度に設定し、ブラインドのこまめな開閉を行うことで電気代の節約に努める。
- ・毎日使用水量を把握するとともに、水道栓の止水コマを節水型への交換や利用者に節水啓発の掲示を行うことで、節水に努める。
- ・植栽管理は可能な限り職員が行う。

報告第1号

平成29年度鳥取県継続費精算報告書

款	項	事業名	年度	全体				実績				比					
				年割額	左の財源内訳			支出済額	左の財源内訳			年割額と支出済額の差	左の財源内訳				
					国庫支出金	地方債	その他		一般財源	国庫支出金	地方債		その他	一般財源			
			28	400,025,000	400,000,000	25,000	154,354,365	153,000,000	1,354,365	245,670,635	247,000,000	1,329,365					
			29	117,637,000	117,000,000	637,000	311,544,950	310,000,000	1,544,950	193,907,950	193,000,000	907,950					
			計	517,662,000	517,000,000	662,000	465,899,315	463,000,000	2,899,315	51,762,685	54,000,000	2,237,315					
			28	95,119,000	70,000,000	25,119,000	47,810,000	40,000,000	7,810,000	47,309,000	30,000,000	17,309,000					
			29	22,425,000	21,000,000	1,425,000	47,309,000	35,000,000	12,309,000	24,884,000	14,000,000	10,884,000					
			計	117,544,000	91,000,000	26,544,000	95,119,000	75,000,000	20,119,000	22,425,000	16,000,000	6,425,000					